

平成 27 年 度

監 査 報 告 書

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

留 萌 市 監 査 委 員

平成 28 年 3 月

財政援助団体等監査報告

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)

2. 監査を実施した監査委員名

岩 崎 智 樹

坂 本 守 正

3. 監査の概要

(1) 監査の実施期間

平成 28 年 1 月 8 日～3 月 25 日

(2) 監査の対象とした団体及び所管部局

- ① 指定管理者 特定非営利活動法人 留萌体育協会
指定管理施設名 留萌市文化センター、留萌市中央公民館
留萌市スポーツセンター、留萌市勤労者体育センター
留萌市弓道場、市立留萌図書館
- ② 所管部局 留萌市教育委員会生涯学習課

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成 26 年度の指定管理者における出納事務等及び関連する所管部局指定管理事務

(4) 監査の目的又は着眼点

公の施設の指定管理に関して、指定の手続き等が適正に行われているか、また、指定管理にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、指定管理者に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(指定管理者関係)

- ① 指定管理施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金の設定等は適正になされているか。また、利用料金の算定及び免除、減免等の取扱いは適正になされているか。
- ④ 利用促進のための努力がなされているか。

⑤ 公の施設の管理にかかわる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

⑥ 公の施設の管理にかかわる出納関係帳簿の整備、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

⑦ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は整備されているか。

(所管部局関係)

① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

② 指定管理の指定は、適正・公正に行われているか。

③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われているか。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(5) 監査の方法

指定管理者及び所管部局に関係書類・帳簿等の提出を求め書類審査を行い、必要に応じて指定管理者団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し、実地検査を行った。

4. 監査の結果

(1) 施設の利用状況

弓道場を除く施設の利用者数の推移は、表 1-1、1-2 のとおりである。

表1-1 各施設利用者数の推移

単位：(人)

年度	スポーツセンター	勤労者体育センター	中央公民館	文化センター	摘要
H17	40,966	13,548	43,504	22,583	管理業務委託
H18	44,287	13,716	38,645	21,305	指定管理者による指定管理(第1期)
H19	45,138	11,429	38,172	25,199	指定管理者による指定管理(第1期)
H20	45,718	10,343	37,445	26,091	指定管理者による指定管理(第1期)
H21	47,482	11,032	30,590	21,745	指定管理者による指定管理(第2期)
H22	55,709	11,464	39,250	24,994	指定管理者による指定管理(第2期)
H23	47,074	10,876	37,597	23,376	指定管理者による指定管理(第2期)
H24	48,190	10,854	37,550	23,325	指定管理者による指定管理(第3期)
H25	45,716	9,601	35,708	22,777	指定管理者による指定管理(第3期)
H26	44,948	9,475	36,896	23,576	指定管理者による指定管理(第3期)

① スポーツセンター利用者の推移について

スポーツセンターの指定管理者による管理が開始されてからの利用者数については表 1-1 のとおりであるが、平成 26 年度は 44,948 人(対前年比 768 人、1.7%の減)で、ほぼ横ばいと言える。全道規模の大会の有無によって利用者数は増減すると考えられる。

② 勤労者体育センター利用者の推移

勤労者体育センターの指定管理者による管理が開始されてからの利用者数については表 1-1 のとおりであるが、平成 26 年度は 9,475 人(対前年比 126 人、1.3%の減)で、

ほぼ横ばいと言える。全道規模の大会の有無によって利用者数は増減すると考えられる。

③ 中央公民館利用者数の推移

中央公民館の指定管理者による管理が開始されてからの利用者数については表 1-1 のとおりであるが、平成 26 年度は 36,896 人（対前年比 1,188 人、3.3%の増）となっており、その主な要因は、幼稚園、保育園等のお遊戯会、学校吹奏楽等の利用や、規模の大きい催事が開催されたことによるものである。

④ 文化センター利用者数の推移

文化センターの指定管理者による管理が開始されてからの利用者数については表 1-1 のとおりであるが、平成 26 年度は 23,576 人（対前年比 799 人、3.5%の増）となっており、その主な要因は幼稚園、保育園等のお遊戯会、学校吹奏楽等の利用によるものである。

表1-2 貸出利用者数の推移

単位：（人）

年度	図書館本館	見晴分館	摘要
H20	27,163	—	留萌市による直営管理
H21	28,358	1,084	指定管理者による指定管理（第1期）
H22	28,777	1,959	指定管理者による指定管理（第1期）
H23	26,452	2,157	指定管理者による指定管理（第1期）
H24	24,619	1,546	指定管理者による指定管理（第2期）
H25	23,502	1,537	指定管理者による指定管理（第2期）
H26	21,896	1,564	指定管理者による指定管理（第2期）

（※見晴分館は、中央公民館事務室内に平成21年10月に設置）

⑤ 図書館利用者数の推移

図書館の指定管理者による管理が開始されてからの利用者数については表 1-2 のとおりであるが、平成 26 年度は図書館本館が 21,896 人（対前年比 1,606 人、6.8%の減）、見晴分館が 1,564 人（対前年比 27 人、1.8%の増）となっており、人口の減少や利用者の転出などによるものと考えられる。

(2) 指定管理料の推移

スポーツセンター、勤労者体育センター、弓道場（以下「体育施設」という。）及び文化センター、中央公民館（以下「文化施設」という。）は平成 18 年度から、図書館は平成 21 年度から指定管理者による管理開始となり、平成 24 年度からは経費を再積算した指定管理料に燃料費等精算分が加算され、さらに、平成 26 年度は消費税率の改正、電気料金の値上げ、除雪委託料精算分が加算となっている。

表2 指定管理料の推移

単位：（千円）

年度	体育施設	文化施設	体育・文化施設合計	図書館	摘要
H18	33,107	31,208	64,315	—	
H19	33,107	31,208	64,315	—	
H20	33,107	31,208	64,315	—	
H21	57,909		57,909	29,655	体育・文化施設を統合した指定管理
H22	56,583		56,583	29,655	
H23	58,384		58,384	29,655	
H24	57,323		57,323	27,038	
H25	60,152		60,152	27,259	
H26	62,110		62,110	28,053	

(3) 指定管理者の監査結果

指定管理者の監査の結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項については、口頭で行った。

① 施設の管理について

指定管理施設の維持管理は、関係法令に基づき適正に行われている。

② 協定書及び仕様書記載事項の履行について

ア 基本協定書第 21 条において備品の取扱いに関して定めているが、管理物品を抽出して調査したところ協定書の備品台帳と一部相違が見られたため、管理方法について教育委員会と協議されたい。

イ 基本協定書第 24 条第 1 項において会計年度の終了後 30 日以内に業務報告書を提出することとなっているが、提出が期限後となっているため今後は期日内の提出をされるよう努められたい。

ウ 基本協定書第 32 条第 3 項において自主事業実施の受講料等の徴収について、あらかじめ承認を得て定めるとなっていることから、適正な手続きをされるとともに事業の整理を要望する。

③ 利用申請及び利用料金について

ア 利用申請書の記載について、漏れや不十分なもの、あるいは間違い等が散見された。申請書は料金算定の証憑書類であることから、申請者に対し正確な記載を徹底し、受け付けする担当者においても十分な精査のうえ適正に処理することとされたい。

イ 利用料金の算定において一部に誤りがあったことから、適正な処理を要望する。また、公民館のスクリーン使用料について、ホームページに掲載されている利用料金表と実際に徴収している額に相違があるので早急に改善されたい。

ウ 利用料金の免除、無料等の取扱いについて一部に疑義があるため、教育委員会と協議のうえ、公明かつ公正な事務処理を要望する。

④ 指定管理施設にかかる会計経理について

ア 収支会計経理については概ね適正に行われているが、僅かながら伝票未作成となっていたものが見受けられたため、帳票の整備に努められたい。また、一部に指定管理事業として扱うべきものや、指定管理事業に合致しないものが見受けられることから、適正な処理をされたい。

(4) 所管部局の監査結果

指定管理の所管部局に対する監査結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項は口頭で行った。

① 指定管理の公募について

平成 23 年 11 月に開催された留萌市指定管理者選定委員会において公募によらない選定として、プレゼンテーションを経て指定管理者の候補者として手続きがなされ、概ね適正であることを認めた。ただし、業務の範囲に廃止スポーツ施設の管理が記載されているが、指定管理制度の目的から考えた場合指定管理になじまないため、業務の範囲に関し検討されたい。

② 指定管理の指定について

指定管理者の選定にあたっては、選定委員会の結果をもって申込者に指定管理者選定結果を通知している。

指定管理者の指定及び債務負担行為は、議会の議決を受けており、その後の告示、指定管理者指定決定通知は、適正に手続きされている。

③ 協定書及び仕様書項目について

ア 基本協定書第 21 条において備品の取扱いに関して定めているが、管理物品を抽出して調査したところ協定書の備品台帳と一部相違が見られたため、貸与物品の管理事務について留萌体育協会と今一度精査されたい。

イ 基本協定書第 25 条第 1 項において指定管理者から提出された事業報告書(年度終了後の事業報告書及び月報)について、業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うとなっている。所管においては事業報告書が提出された後、実施調査をするなどして指定管理者に対し、指導・助言を徹底するようにされたい。

ウ 基本協定書第 32 条第 1 項において利用料金の決定については、あらかじめ承認を得て定めるとなっているが、平成 26 年度の変更承認がないことから、適正な事務処理をされたい。

また、第 3 項において自主事業実施の受講料等の徴収について、あらかじめ承認を得て受講料等の額を定めるとなっていることから、指定管理事業と自主事業の整理がされるよう指導・助言をされたい。

エ 仕様書中 5 開館時間及び休館日の変更等については、あらかじめ承認を得て変更、休館、開館することができることとあるが、図書館の開館時間の変更等について、口頭での回答で承認としていたとのことであるため、文書により回答されたい。

オ 仕様書中 22・24 指定管理者に対する監督・監査 (1) に施設の適正な運営を期するため業務内容等の報告を求め、実地調査を行い必要な指示をすることができることとあり、随時、指定管理者から事故、修繕等の報告がされている。指示を求められているものに対し口頭での指示等となっているので文書により回答されたい。

④ 利用料金の変更にかかる承認等について

指定管理者から協議通知を受けたものについて、口頭で回答を承認しているものがあるので必ず文書で回答するように徹底されたい。

⑤ 経理関係について

指定管理施設にかかる会計経理については、概ね適正に行われているが、一部に指定管理事業として扱うべきものや、指定管理事業に合致しないものが見受けられることから、基本協定書第 24 条及び第 25 条に定める実地調査を適切に行うとともに、改善の必要があるものについては報告を求め指導するよう対応されたい。

5. まとめ

留萌市は、民間活力の導入による質の高いサービスの提供と管理の効率性を図ることを目的に、各種公共施設に指定管理者制度を導入した。

今回、NPO法人留萌体育協会を対象に指定管理者の監査を実施したが、指定管理者において一部指摘事項はあるものの概ね適正に業務を遂行され、アンケート結果においても、窓口・職員対応について高い評価を受けており、適正な管理運営が図られていることは評価したい。

今後においては、今回の指摘事項を踏まえて事務の改善をされ、更なる留萌市の社会教育の発展に力を入れていただきたい。

一方、所管部局においては、指定管理施設の設置者として、指定管理者への指導監督・検査及び承認事項が一部なされていない部分があり、適切な対応を望むものである。

今回の指摘事項については、所管部局と指定管理者との連携が取れていれば予め改善されていたことも想定できるので、今後は協定書の遵守を図り、公共施設の役割やあり方について共通認識を持ち、より一層連携を密にしていきたい。

また、施設の管理運営については、市民の財産であることを十分に踏まえ、維持管理や環境整備、さらなる市民サービスの向上に向け、指定管理の目標達成のための努力を望むものである。